

入 札 説 明 書

工 事 名

京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第２種中間検査Ｂ及び修繕工事

工事場所

受注者保有のドック及び岸壁にて本校実習船「みずなぎ」船体

本入札説明書をもって、現場説明に代える。
(現場説明会は実施しません。)

令和 ７ 年 １ 月 29 日

京都府立海洋高等学校

目 次

I	一般事項	ページ
1	工事の概要等	1
2	施工に係る条件	1
3	工事費内訳書の作成	2
4	配慮事項等	2
II	特記事項	
1	排出ガス対策型建設機械の使用	3
2	産業廃棄物運搬車両の表示等	3
3	枠組足場の設置工法等	3
4	環境等の保全	3
5	環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	4
6	届出等	4
7	不正軽油の使用防止	4
8	調査・試験に対する協力	4
9	過積載による違法運行の防止	5
10	建設副産物の取扱い	5
11	化学物質を発散する建築材料等の使用制限	5

I 一般事項

1 工事の概要等

(1) 工事の概要

本校実習船「みずなぎ」(258 トン、以下「本船」という。)は、国際航海を航行区域とする漁船であり、船舶安全法上外航貨物船の扱いとなる。令和6年度以降も引き続き、本船を活用した底曳網漁業実習や海洋観測調査、国内・国際航海実習を実施するため、船舶安全法施行規則第18条による中間検査を受検することとなる。

この工事は、中間検査を合格するものであり、それに併せて修繕工事を行うものである。

(2) 配慮事項

実施工程は学校関係者と連携を密にし、調整すること。

本工事に伴う安全対策、養生等は受注者の責務において行うこと。

2 施工に係る条件

(1) 契約工期及び工事期間

令和7年3月7日(金)から令和7年3月28日(金)の期間内とする。

(2) 契約監督職員及び学校担当者と連絡を密にして、十分な協議の上、工事を進めること。安全面及び清掃についても充分留意すること。

(3) 担当技師

ア 甲板部、機関部及び通信部に関して、それぞれに豊富な知識・技術を有した造船所の社員の担当技師をおくこと。

イ 担当技師は始業前に当日の作業内容や前日までの未解決の問題事項等について、本船職員(船長、機関長)と打合せをしてから工事を施工すること。

ウ 担当技師は、仕様書以外の部品交換(例えば、摩耗が激しく使用不可能な部品)及び工事等については、内容、状況を本船職員に説明し、了解を得ること。

エ 今回の検査及び修繕工事以後に交換が必要と思われる部品等については、その都度本船職員に報告すること。

(4) 工事関係

ア 工事内容については、別紙仕様書のとおりとする。

イ 契約後、検査及び修繕工事前に工事内容の事前打合せを行うこと。

ウ 船を入渠・出渠する際、本校職員が関わらないこと。

※ 離接岸は十分な曳船を使用して安全確実に行うこと。

エ 電力、電話を供給すること。

オ 機器分解、組み立ては造船所内の工場で行い分解終了時に各部の状態が確認できるよう本船職員を立ち会わせること。また、仕様書以外の交換が必要と思われる部品は、本船側に説明し了解を得ること。

(5) 消耗品、工具等

消耗品(ウエス、洗い油等)及び工具等は、本船の備品を使用せず、造船所作業員が各自持参すること。

(6) 作業時間

工事等は本船職員が立ち会えるように、就業時間（8:30～17:00）内に行うこと。

(7) 産業廃棄物の処理

検査及び修繕工事によって排出される産業廃棄物（使用済のエレメント、油汚れウエス等も含む。）は全て造船所の責任で適法に処理し、契約工期内にマニフェストB 2 票若しくはD票の写しを提出すること。契約工期内にマニフェストが提出できない場合は、別途誓約書を提出すること。

(8) 本船指定（部品、業者等）

本船の指定する部品、業者等については、指定品及び業者で施工すること。

なお、やむを得ず同等品を使用する場合は本船側と協議し、了承を得て施工すること。

(9) 施工計画書、工事報告書及び打合せ記録等 所定の様式^{*1}により提出すること。

※ 1 様式：「営繕工事契約関係提出書類書式集」による。

京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(10) その他

ア 乗組員の宿泊施設を有し提供すること。

【一人又は二人に一室及び生活必要設備（冷蔵庫・TV・温水ポット）があること。】

イ 食事（朝・昼・夕）の手配をすること。（食事代は乗組員実費支払とする。）

ウ 宿泊施設と造船所は5 km 以内であること。

※ ただし、全日程宿泊施設利用人数は10名の予定である。

3 工事費内訳書の作成

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

(1) 工事費内訳書の様式は「任意」ですが、仕様書の項目に一致させて作成すること。

(2) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税抜き）に一致させて作成すること。

4 配慮事項等

(1) 消防法等に基づく各種検査、化学物質測定、発注機関の各種検査及びこれらの手直し工事並びに産業廃棄物の処理も全て工期内に行い、工期内に引渡しを行うこと。

関連工事、N T T・セキュリティ等工事の実施時期についても十分に調査を行い、引渡しまでに全ての作業を終えるよう配慮すること。

(2) 既存機器、配管等について、工事による損傷がないよう養生を行うこと。

なお、損傷があった場合は本工事受注者にて復旧のこと。

(2) 共通仮設及び足場等直接仮設物は、本関連工事全てにおいて円滑な工事進捗のために活用するものとし、相互の無償利用に資すること。

(4) 設計内容の変更等については全て事前に監督職員の承諾を得ることとし、処理に要する期間、資料作成に協力すること。

(5) 令和2年7月の石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により、受注者による石綿事前調査報告が義務化されているので、適切に電子申請で行うこと。また、報告したことが分かる資料を提出すること。

Ⅱ 特記事項

1 排出ガス対策型建設機械の使用

(1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

(2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

(3) これによりがたい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

(4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」を適用する。

機種	備考
・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・トラクタショベル（車輪式） ・発動発電機（可搬式） ・ホイールクレーン ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る

2 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令*に従い車両側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。

※法令*：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号

3 枠組足場の設置工法等

受注者は足場工の施工にあたり、足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

4 環境等の保全

(1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- (3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- (4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

5 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲（80m）及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

6 届出等

- (1) 受注者は、工事の施行に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

7 不正軽油の使用防止

- (1) 軽油については J I S 規格軽油を使用すること。
- (2) 燃料調査を実施するときは協力をしなければならない。

8 調査・試験に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自ら、又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
 - ・調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ・調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ・対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- (3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。
- (4) 受注者は、当該工事が発注者の実施する施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

9 過積載による違法運行の防止

- (1) 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

10 建設副産物の取扱い

- (1) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について
建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行（平成12年4月）する再生資源利用〔促進〕計画・実施書を使用するものとする。
作成した再生資源利用〔促進〕計画・実施書は3部作成するものとし、1部は請負業者が自社で工事完成後1年間保管し、残りの2部については監督職員に提出すること。
- (2) 建設副産物等処理計画・報告書、建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、提出すること。

11 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを合算しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※ なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。